

(別紙)

機械現場教室エアコン設置業務委託仕様書

1 業務名

機械現場教室エアコン設置業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務場所

倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8 鳥取県立農業大学校

3 業務概要

本業務は、機械現場教室に床置形室内機 2 台及び室外機 2 台を設置し、冷暖房が行えるよう設置するものである。

4 業務内容

名称	規格・仕様	数量	単位
① 室内機	冷房能力 12.5kW 以上 暖房能力 14.0kW 以上	2	台
② 室外機	前掲の室内機に対応するもの	2	台
③ 室外機鋼製架台		2	個
④ 室外機防雪フード	前面・背面・側面を覆うもの	2	式
⑤ 設置工事		1	式
⑥ 運賃、諸経費		1	式

5 業務期間

契約締結日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

6 機械現場教室の概要

(1) 構造

鉄骨平家建

(2) 基礎

コンクリート打放し

(3) 壁面

小波スレート張り（コーナー役物）

7 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書によること。

(3) 業務完了報告書

受注者は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を 1 部作成（業務内容等により状況写真を添付）すること。

(4) 損失負担

本業務の実施に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならない補修すること。ま

た、第三者に被害を及ぼした場合は、補償すること。

(5) 疑義

本業務の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けた後に作業を行う。

(6) その他

本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法を発注者と十分協議の上、施設の運営に支障を生じないようにすること。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

ア 受注者は、本業務が完了したときは7の(3)で定める業務完了報告書を発注者へ提出し、発注者の検査を受けること。

イ 受注者は、発注者の検査完了通知受領後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

ウ 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

エ 発注者が、正当な理由なくウに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(6) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。